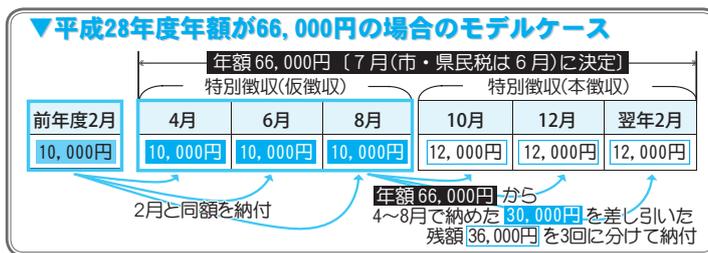


公的年金からの特別徴収(年金天引き)制度

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市・県民税について、これまでも年金から特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金から徴収させていただいた特別徴収の額と同額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

また、平成28年度の年額が7月(市・県民税は6月)に確定した後、すでに4～8月に仮徴収で納付した額を年額から差し引き、その残額を残りの10・12・翌年2月の3回の年金から徴収させていただきます。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 144、147

FAX (43)1125

4月からの保険税(料)の年金天引きについて

①現在、保険税(料)を特別徴収で納めていただいている人

2月の年金から徴収した保険税(料)と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

②平成27年4月2日から平成27年10月1日までの間に、つぎに該当した人

保険税(料)を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「仮徴収額決定通知書」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

- ・同じ世帯の国民健康保険の被保険者が全て65歳～74歳になった人
- ・後期高齢者医療制度に加入した人(75歳になった人や転入などの住所変更により加入した人など)

※国民健康保険の被保険者で、平成28年度に75歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。

※なお、特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。中止届の詳細については、お問い合わせください。

介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444

FAX (43)5600

4月からの保険料の年金天引きについて

①現在、保険料を特別徴収で納めていただいている人

2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

※平成27年度の所得段階の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が見込まれる場合は、6・8月の保険料額を減額または増額調整することで年度内の保険料額をより均等にします。該当者には「特別徴収仮徴収額変更通知書」を5月下旬に郵送します。

②平成27年4月2日から平成27年10月1日までの間に、つぎに該当した人

保険料を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「平成28年度特別徴収開始のお知らせ」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

- ・65歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人
- ・65歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給した人
- ・65歳以上で、老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人のうち、住所変更を行った人

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

市・県民税

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133

FAX (43)1125

4月からの市・県民税の年金天引きについて

○現在、市・県民税を年金から特別徴収で納めていただいている人

2月の年金から徴収した市・県民税と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

※市外に転出された場合、介護保険料の年金からの特別徴収が停止された場合や特別徴収される市・県民税が老齢基礎年金などの額を超える場合などは、公的年金等からの特別徴収が停止となり、納付書または口座振替により納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

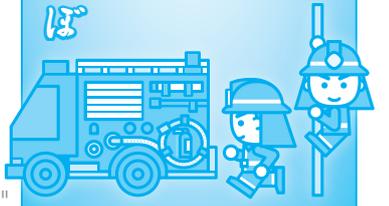
3月1日～7日

春の火災予防運動

無防備な

心に火災が

かくれんぼ



この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、防火意識をさらに高めることで、火災発生を防止し、高齢者を中心とする被害者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施しているものです。

この機会に、火災予防のポイントについて、改めて確認をお願いします。

危険な習慣は しない、させない!

コンロ 来客や電話応対のとき、火を点けたままコンロを離れていませんか?
たばこ 寝たばこをしていませんか?



放火 収集日以外にゴミを出していませんか?

ストーブ 外出するときや寝るときにストーブが消えているか確認していますか?

配線器具 たこ足配線をしていませんか?

空家・空地の管理

市内で空家・空地の枯草が放置され、危険な状態にある場所が見受けられます。

たばこの投げ捨てなど、小さな火元から大きな火災につながる恐れがあります。

▼空家の管理は

- ・みだりに人が出入りできないように施錠しましょう。
- ・燃えやすいものを周囲に放置しないようにしましょう。
- ・定期的な巡回・監視を行います。

・ガス・電気は確実に遮断し、灯油などの危険物は、置かないようにしましょう。

▼空地の管理は

- ・枯草は刈り取るか、土砂などで埋めましょう。
- ・木屑・紙屑などの燃えやすいものは、置かないようにしましょう。
- ・フェンスなどで周りを囲みましょう。

住宅用火災警報器 設置アンケート

市内の住宅用火災警報器設置率は68%と、全国の81%を下回る中で、設置済の警報器も電池切れなどの時期を迎えています。

そこで、警報器設置状況について、消防職員がご自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。ご理解とご協力をお願いします。

期間 3月1日(火)～31日

(木)

対象 市内一般住宅100戸

問合せ 埼玉東部消防組合

幸手消防署 ☎(42) 9 1 1 9

人権それは愛

災害と人権

～震災から5年を迎えて～

地震と津波、それに伴う原発事故の影響により、未曾有の大災害となった東日本大震災から、節目となる5年が経過します。

この5年間、政府、企業、NPO、ボランティアからの支援と努力により、インフラや経済の復旧がなされてきましたが、平成28年1月現在、全国で約17万8000人、県内では約5100人もの人が、住み慣れた故郷を離れ、避難を余儀なくされています。

震災などによる被害は今もなお、現実のものとして存在しているのです。

そして、この5年の間にも我が国は、昨年9月の関東・東北豪雨など、多くの災害に見舞われました。災害においては、発生直後には生命そのものが大きな危険にさらされ、続いて、避難所での要配慮者や女性への配慮などが課題となりま

す。また、東日本大震災において、原発事故での風評被害、被災者に対するホテルでの宿泊拒否やいじめなどのように、デマや情報不足を大きな原因とした重大な人権侵害が発生しました。

災害と人権には密接な関係があり、災害時に人権を守るためには、普段から一人ひとりが、人と人とのつながりの重要性を認識し、正しい知識と思いやりの心を持つことが大切です。

節目となる今だからこそ、東日本大震災の復旧・復興は道半ばであることを忘れず、これまでの5年間を振り返ることを通じて、災害と人権について再認識するタイミングではないでしょうか。

